

倉敷市立 蘭小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・学校の全体的な児童の様子としては、6年生をリーダーとする縦割り班活動の充実の効果もあり、学年を越えた結びつきが強く、よくまとまっており、全体的に落ち着いている。
- ・常に危機感を持ち、いじめを早期に発見したり、適切な対応をしたりすることができるよう教職員研修の充実を図っていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任により、いじめ対策委員会を組織し、全体計画、年間計画の作成及び検討、教職員研修の計画・運営、いじめ問題への対応等について話し合い、実行していく。
- ・学校行事、児童会活動と縦割り班活動を関連させ、年間を通して計画的に行う仲間づくり活動、生活目標の設定・反省により行う日常活動、児童を対象にケータイ安全教室を行う。さらに、蘭地区まちづくり推進協議会との連携を密にし、登下校時の見守り等の地域を挙げての児童の健全育成の取組を強化していく。

〈重点となる取組〉

- ・いじめの認知能力、その後の対処能力向上のための教職員研修
- ・毎週金曜日の児童情報交換会
- ・学校行事や児童会活動を中心とした仲間づくり活動の充実
- ・毎月の生徒指導・いじめ対策部会での情報交換や自己有用感を高める手立ての検討
- ・児童対象のケータイ安全教室の実施

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学校の基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
 - ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォンの正しい使い方等についての啓発のためにPTA対象の研修会を実施する。
 - ・学校便りやPTA会報にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正、相談窓口、発生しいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・毎月1回委員会を開催し、計画・検証・修正を行う。また、年間3回開催している学校評議員会において、学校の取組の成果と課題を報告するとともに地域の様子について情報を得る。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の職員会議等で全教職員に周知する。必要に応じて終礼も活用する。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外：学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等
 - ・校内：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任等、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・市教育委員会
- 〈連携の内容〉
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣及び活用に関するアドバイス。
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>〈教職員研修〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動を中心とした児童の居場所づくり、絆づくり、自己有用感を効果的に高められる指導の在り方をテーマとし、実践研究に取り組む。 <p>〈居場所づくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位での学級活動の実践を通して学級の中での絆づくり、居場所づくりを進める。また、児童会を中心としたよりよい学校づくりや学校行事の活動を通して、高学年児童の自己有用感を高めたり学年の枠を越えた絆づくりを進めたりする。
② 早 期 発 見	<p>〈実態把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のために、まず担任は毎日の下校時、クラスの全員の表情の様子をしっかりと確認する。次に、アンケート、教育相談を年間3回行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>〈情報共有〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日の終礼時、生徒指導に関する児童の様子を報告し合い、全教職員の共通理解のもと、指導に当たることができるようにする。 ・毎月1回生徒指導部会を開き、いじめに該当する事案やいじめに発展しそうな事案について情報共有を行うとともに、今後の対応について検討する。
③ い じ め へ の 対 処	<p>〈いじめの有無の確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには速やかにいじめの事実の確認を行う。 <p>〈いじめへの組織的な対応の検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>〈いじめられた児童への支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>〈いじめた児童への指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に多大な影響を及ぼすことに気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるようにする。